

協働環境委員会での意見等に対する見解について

協働環境委員会での意見等	意見等に対する見解
<p>●条例案第2条(2)にある、「近接した時期」の考え方については、おおむね3年程度が妥当なのか検討してほしい。</p>	<p>事業主体やFIT認定状況などの諸条件を勘案して、個々の事業ごとに対応を図っていく必要があると考えています。</p>
<p>●メガソーラー案件について、他の自治体で議会承認を得るような事例があるのか調べてほしい。議会も届出の中身を見ることができるような制度を検討してほしい。</p>	<p>執行部で調べた範囲では、他の自治体においてメガソーラー事業において議会承認を受けた案件はございませんでした。</p> <p>今回の条例において、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、協定書の締結を義務付けていますので、周辺関係者とのトラブル等については、軽減されるものと期待しています。</p>
<p>●禁止区域の範囲等がわかるマップの作成について</p>	<p>事業関係者には事前協議の段階で、事業計画区域が禁止区域等に含まれていないかどうか、関係法令を所管する行政機関に確認することを必須とし、執行部においても、その内容について確認するように考えております。</p> <p>本市での禁止区域等のマップの作成については、関係法令を所管する行政機関の最新の情報を常に把握し、マップを更新し続ける必要がありますので、困難であると考えておりますが、最新の情報を事業者以案内できるよう対応を図ってまいります。</p>
<p>●事業終了後の撤去等費用について、関係法令による積立制度があるが、毎年、正確に積立てられているのかどうか市が確認するような条項を入れるべきではないか。</p>	<p>条例案に、解体及び撤去に要する費用に関する条項を追加しました。</p> <p>※第4条第3項及び第14条第2項</p>